

諮問番号：行政不服審査諮問第6号

答申番号：川情審査行服答申第6号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月4日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った保育所等利用保留処分（以下「本件処分」という。）について請求人が同年2月9日付けで提起した審査請求（平成28年（審）第7号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

### 第2 本件処分に至るまでの経緯

1 認定される事実は以下のとおりである。

（1）請求人が入所を希望した施設並びにその2歳児クラスの募集人員及び入所希望者の数。

ア 第1希望 川口すみれ保育園

募集当初なし（後日退所者が発生し、2名）

入所希望者 81名

イ 第2希望 川口駅前保育園

募集人員 3名

入所希望者 194名

ウ 第3希望 川口西保育園

募集人員 10名

入所希望者 120名

エ 第4希望 ういず川口西口保育園

募集人員 1名（後日退所者が2名発生し、合計3名）

入所希望者 91名

(2) 処分庁は、請求人から提出された保育所等利用申込書、勤務証明書に基づき、請求人の世帯について川口市保育所等利用調整基準指数表（平成29年度）（以下「指数表」という。）を用いての次の状況を認定し、保育の必要度を算定（指数化）した。

ア 父の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点

イ 母の勤務時間 自宅外労働（月160時間以上） 20点

ウ 家庭保育室利用中 2点

合計 42点

(3) 請求人が入所を希望した施設への入所について、内定した者の最低指数は以下のとおりであった。

ア 川口すみれ保育園 42.5点

イ 川口駅前保育園 42点

ウ 川口西保育園 42.3点

エ ういず川口西口保育園 42.3点

(4) 川口駅前保育園については同点であり、同点の場合については指数表によれば次の項目により優先順位を決定するものとしている。

ア 川口市在住者（転入予定者を含む）

イ 同居者なしの母子・父子世帯、虐待・DV

ウ 基礎指数が高い世帯

エ 同居している18歳未満の子どもの人数が多い世帯

オ 基礎指数の区分の如何

カ 父母の勤務地の如何

キ 父母の市区町村民税所得割額の合計額が低い世帯

(5) 上記項目に照らせば、本件の場合にあつては、請求人の世帯よりも父母の勤務地が遠い世帯があつたため、当該世帯に係る申込者を内定とし、請求人につ

いては保留の処分を行った。

(6) 処分庁が作成した「保育所等利用のご案内」によれば保護者が指定難病医療等の給付を受けている場合にあつては申込時に次のいずれかの写しの提出を求めている。

- ア 指定難病に係る医療受給者証
- イ 特定疾患医療受給者証
- ウ 単独指定難病医療受給者証
- エ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療受給者証

### 第3 請求人の主張

1 処分庁の行った本件処分については次の事情に鑑み違法又は不当なものであるから、その取消を求めるもの。

(1) 請求人は関節リウマチの持病を有しており、治療費のためには就労の必要があるところ、保育所への入所が承諾されないと、経済的に困窮することから治療もできなくなる。十分な治療ができないと関節の破壊が進み、歩行が困難となり、車椅子での生活や寝たきりでの生活が余儀なくされるおそれがある。

(2) 平成29年4月から、子どもの送迎を行う請求人(母)の職場が変更する予定があり、朝は7時から預けることが可能な保育所が必要であることから希望する保育所の選考を行った。

2 本件処分は次の理由から行政の不作为による不当なものであり、国の施策に則った適切な施策が行われているとは考えがたい。

(1) 平成27年4月、平成28年4月及び今回と3回の不承諾(保留)の処分を受けていること。

(2) 平成27年4月のときは、請求人は育児休業を切り上げて0歳児クラスの申込みをしたものの不承諾とされたこと。

(3) 平成28年4月のとき及び今回は、両親ともにフルタイムで東京都内に勤務

しており、現在家庭保育室を利用している状況でありながら不承諾とされたこと。  
(4) 子どもの祖父母は共に遠方、会社員、自営業のため協力を得ることができず、  
両親のみで育児をしている状況であり、入所の優先度は高いこと。

#### 第4 処分庁の主張

1 保育の利用については、児童福祉法（以下「法」という。）第24条において規定されているところ、市町村は必要な利用の調整を行うこととされている。本市においては指数表をもとに全申込者の保育の必要度を指数化して調整を行っており、その結果、請求人にとっては42点であった。

その後、利用を希望する施設ごとに全申込者の指数を計算し、指数の高い順に全申込者を並べ替え、それぞれの施設の募集人員の範囲で同指数の高い者から入所の内定をしたところ、請求人にとっては、第2希望の川口駅前保育園を除き、その範囲に入らなかったため、利用開始希望月における入所を保留とした。川口駅前保育園には指数が42点の者が他にもいたところ、指数表によれば、同点である場合の優先関係も定められており、これを用いて判断したところ、父母の勤務地がより遠いと認められる他の者を内定とした。なお、川口駅前保育園以外の施設の入所の内定をした者の最低指数は42.3点ないし42.5点であった。

2 請求人は関節リウマチの持病を有しており、治療費のために就労が必要であることや勤務時間の都合から朝は7時から保育を行っている保育所を希望している等の主張をしているが、これらの事由は申込みの時点において特記もなく、処分庁においては把握し得ないことである。またそもそも当該疾病や保育の開始時間は保育の必要度を測る上で指数表において加味されるものではない。

3 請求人は平成27年4月、育児休業を切り上げて申込みをしたが不承諾となり、また平成28年4月は両親共フルタイム、東京都内で勤務のため家庭保育室を利用しているにもかかわらず不承諾とされた等と主張しているが、本件処

分は平成28年10月29日に請求人から申込みのあった内容をもとに指数表を用いて指数化するものであって、過去の結果を加味するものではない。

- 4 また、請求人は祖父母が遠方、会社員、自営業のため協力が得られないことも主張しているが、これら事由もまた指数表において加味される内容でもない。
- 5 以上のことから請求人の主張はいずれも認められるものではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審理員意見書の理由

### 1 本件処分の適法性について

(1) 法第24条第1項及び第2項によれば、市町村は、保育を必要とする児童については、保育所において保育するか同項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととされている。

また、子ども・子育て支援法第20条第1項によれば、児童の保護者が、保育所等において教育・保育給付を受けようとするときは、その資格を有することなどについての認定申請し、その認定を受けなければならないとされている。

これらの規定によれば、法は、市町村に対して、子ども・子育て支援法第20条第1項により保育所等による保育の必要性の認定を行った児童については、保育所において保育するか、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講ずべきものと認められる。

一方、法附則第73条第1項により読み替えられた法第24条第3項によれば、保育所等の利用の調整については市町村に対し原則的に課しているところ、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足しているか否かにかかわらず行うものであるから、保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合においては当然に行うものと解される。

(2) 次に利用の調整の方法については関係法令中には特段の定めもないことから

市町村の裁量によるものと解される。

(3) 処分庁においては指数表を用いて保育の必要度を測っており、その内容については特段の裁量権の濫用ないし逸脱があると認められる点はない。

(4) 次に、具体的に請求人の主張について検討すれば、まず、請求人は関節リウマチの持病を有しており、治療費のためには就労の必要があるところ、保育所への入所が承諾されないと就労ができず、経済的に困窮することから治療もできなくなる等と主張している。しかし、指数表において保育の必要性として評価されるべき疾病の程度とは特定の疾患（その内容については「第2 本件処分に至るまでの経緯」(6) の受給者証を有する場合と考えられる。）であるか、常時病臥ないし安静が必要と判断されるものであり、請求人にあつてはそのいずれにも該当するものではないと考えられるし、疾病があることのみをもって保育の必要性をより高く評価することは妥当な判断とは言えない。

また、請求人にあつては何時から関節リウマチを煩っているのかや、その症状の度合いについても不明であるし、かつ本件処分の申請時においても当該事情について何らの申出もなかったことからすれば、請求人について保育を必要とする程度を測る上で当該事情を斟酌しなかったことに違法、不当な点は認められない。

(5) 請求人は勤務時間の都合から朝は7時から保育を行っている保育所の入所を希望する旨も主張するが、この点については保育を必要とする程度を評価する上で関係のないことであり、指数表上数値化されないものであることに特段の問題は認められない。

(6) また、請求人は平成27年度4月及び平成28年度4月においても不承諾の処分を受けており、今回で3回目の不利益処分を受けたことに不服を述べているが、保育所等の利用調整とは、請求人の利用開始を希望する月において利用の可否を判断するものであるとともに、同月において利用が認められない場合にあつては原則として引き続き当初の申請書類の内容をもとに継続して当該年度の末

まで利用の調整を行うものであること、またその次の年度にあっては、その申請の時ににおける申請の内容をもとに利用の可否を判断するものであることからすれば、過去において不承諾であったことが本件処分に影響を与えるものではない。

(7) 請求人は申込児童の祖父母が共に遠方等であることにより協力を得ることができないため、利用の調整においてその優先度が高くあるべきとの主張もするが、祖父母の状況がいかなるものであるかについては千差万別であり、祖父母の状況を利用の調整に加味しなかったことに特段の問題はない。

## 2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 3 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきものとする。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
平成29年 6月21日	諮問書の受理
平成29年 7月12日	処分庁から聴取、審議
平成29年 9月22日	審議
平成29年11月21日	審議
平成30年 1月25日	審議
平成30年 2月23日	審議

## 第7 審査会の判断

### 1 指数表の違法性の有無

本件処分の内容は、具体的には、指数表により点数化され決定されている。指数表という処分基準を設置し処分を行っていることは、行政手続の観点から公平性を担保することを趣旨とするので、指数表によっていることそれ自体は違法・不当な裁量権行使とは言えない。

しかし、その基準設定の裁量権が、与えられた制約の範囲を越え違法であることもあり得る（最高裁平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。

そこで、当審査会で、川口市の指数表を検分したところ、その内容に法の趣旨を越えたような不合理な点は見出せなかった。

よって、指数表の内容それ自体が違法又は不当と言うことはできない。

## 2 具体的な処分内容に関する裁量権の行使の踰越・濫用

次に、仮に指数表によること及び指数表それ自体に違法又は不当な点がないとしても、それを根拠とする具体的な処分それ自体に、裁量権の行使の踰越ないし濫用があり得る。

特に本件では、本件審査請求人が関節リウマチを煩っていること、申込児童の祖父母が遠方であり協力が得られないことを主張している。

確かに、理論的には、行政庁の事実認定の裁量は原則としては認められないものの例外的にそれが肯定される場合を示唆する考えもある（宇賀克也「行政法概説I〔第5版〕」322-323頁（2013年、有斐閣））。

しかし、それを認めたとされる裁判例（高松高判昭和59年12月14日行集35巻12号2078頁）も、きわめて特殊な行政分野に関するものであり、本件のように、多数の住民を対象とする行政処分（ちなみに、川口市では1016名の保留者が認められる）については、その一人ひとりの具体的な事実について、行政庁がそれぞれの具体的事実を考慮することは、むしろ、不平等との憶測を多くの申請者に抱かせることにつながりかねない。現に川口市では基礎指数が付加指数の「その他」の事項にあたる事例は過去に存在しない。そこで、リウマチ等をその他の事

由としなかったことに違法な点は見出せない。

本件のような処分は、むしろ指数表に基づき、その範囲内で行うことに合理性がある。

このような理由から、具体的な本件保育所等利用保留処分の裁量には違法な点はなく、また、本件処分は不当なものではない。

### 3 結論

以上から、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

平成30年2月23日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊